

# 感染症予防及びまん延防止の指針

グループホームこすもす

策定年月日 2024年7月1日

## 感染症予防及びまん延防止の指針

### 1. 施設における感染症予防に関する基本的考え方

利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施します。

### 2. 感染症発生及びまん延防止のための委員会その他施設内の組織

当施設では、感染症発生及びまん延防止等に取り組むにあたって、下記の体制をとります。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染管理委員会  
(以下「委員会」という)を設置します
- (2) 委員会は事務長、施設長、事業所管理者、看護職員、その他事務長が必要と認める者で構成し、感染症の予防及びまん延防止に関する措置を適切に実施するための担当者は事業所管理者とします。
- (3) 委員会は概ね3か月に1回定期的に開催するほか、必要に応じて開催し、検討結果を職員に対して周知徹底します。
- (4) 委員会は担当者が招集し、感染症の予防及びまん延防止に関する具体策を作り、委員会に提案し記録します。
- (5) 委員会は、次に掲げる事項について審議します。
  - ア) 施設内感染症予防対策及び発生時の対策の立案
  - イ) 指針・マニュアル・BCP等の作成
  - ウ) 感染症等発生時の対応の検討
  - エ) 情報収集、整理、全職員への周知
  - カ) 感染対策に関する、職員への研修・訓練の企画及び実施

### 3. 感染症発生防止における各職種役割

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ○ 事務長・施設長・管理者   | 施設内全体統括責任者  |
| ○ 看護職員          | 嘱託医や協力医療機関への連絡<br>感染症発生時の対応指導、分析                                |
| ○ 介護支援専門員・生活相談員 | 家族等への情報提供と情報収集<br>計画立案  |
| ○ 介護職員          | 利用者個々の疾病から予測し把握<br>共有備品衛生管理<br>日常的なケアと現場の衛生管理<br>日常的なケアと異常の早期発見 |

### 4. 平常時の対応

「介護現場における感染対策の手引き」に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努め、次の事項を実施します。

- (1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理清潔保持に努めます。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を行います。
- (3) 介護する場合の感染対策として、以下の事項について徹底します。
  - ①食事介助の前に必ず手洗いを行う。特に、排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いを行い、介護職員が食中毒病原体の媒介者とならないよう注意を払います。
  - ②排泄介助（おむつ交換を含む）は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1ケアごとに取り替えます。また手袋を外した際は手洗い手洗いや手指消毒を行います。
  - ③血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触ることがないように必要に応じて使い捨て手袋を使用します。

## 5. 職員研修に関する基本方針

- ①研修プログラムの作成
- ②定期的な教育・研修の実施
- ③新任研修とその他必要な教育・研修

## 6. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、まん延、拡大予防のため速やかに対応をとります。

<介護職員>

- ①発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう注意する
- ②医師や看護師の指示を仰ぎ必要に応じて施設内の消毒を行う。
- ③医師や看護師の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離等行う。
- ④感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録します。

<看護職員>

- ①感染症が発生、またはそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために職員に適切な指示を出し速やかに対応すること。
- ②感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒を適切かつ迅速に行い汚染拡散を防止する。

<施設長・管理者>

- ①協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼、指示を受けること。
- ②行政機関への報告を速やかに行い、適切な情報提供に努め連携を図り広がりを抑制する。また情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

## 7. 感染症に関する苦情

感染症に関する苦情については、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげます。

## 8. 指針の閲覧等

指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し必要に応じて改正するものとする。

### 附 則

この指針は、令和6年7月1日より施行する